

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

A村役場(当時)の奨めで、父が、国民年金の加入手続きを行い、私、妻及び実弟の3人分の国民年金保険料をまとめて納付していた。

残念ながら申立期間の保険料を納付した領収書は残っていないが、申立期間前後の領収書は残っているため、父が保険料を納付していたことは間違いないと思う。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立期間①が6か月、申立期間②が3か月と短期間である上、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び申立人が所持している領収書により、申立人は、申立期間①及び②の前後に係る保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間①及び②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が所持している領収書の中に、領収日が昭和41年12月18日となっているものが2枚あり、「40年度3、4期分1,800円」と記載のある領収証及び「40年度10月から3月分1,800円」と記載のある領収証書であることが確認できることから、申立期間①の保険料と昭和40年度分の保険料を一緒に納めていたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの期間及び 42 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで

A 村役場（当時）の奨めで、父が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。結婚後は、義父が、私、夫及び義弟の 3 人分の保険料をまとめて納付していた。

残念ながら申立期間の保険料を納付した領収書は残っていないが、申立期間前後の領収書は残っているので、義父が保険料を納付していたことは間違いないと思う。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立期間①が 6 月、申立期間②が 3 月と短期間である上、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が所持している領収書により、申立人は、申立期間①及び②の前後に係る保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間①及び②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が所持している領収書の中に、領収日が昭和 41 年 12 月 18 日となっているものが 2 枚あり、「40 年度 3、4 期分 1,800 円」と記載のある領収証及び「40 年度 10 月から 3 月分 1,800 円」と記載のある領収証書であることが確認できることから、申立期間①の保険料と昭和 40 年度分の保

険料と一緒に納めていたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年5月まで
② 昭和38年7月から42年3月まで
③ 昭和43年1月から同年3月まで
④ 昭和43年10月から47年3月まで
⑤ 昭和48年1月から49年3月まで
⑥ 昭和49年7月から同年12月まで
⑦ 昭和52年9月から55年3月まで

私は、昭和36年4月から42年3月までの期間について、母の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。結婚後については、妻の分と一緒に保険料を納付してきた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③は3か月と短期間である上、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人に係る申立期間③の前後の国民年金保険料については現年度納付されていることから、申立期間③の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、その母の国民年金保険料と一緒に納付したと主張しているが、その母は、社会保険庁のオンライン記録により、昭和48年10月以降に国民年金に加入していることが確認できることから、申立内容には不合理な点が認められる。

また、申立人は、結婚後の申立期間④、⑤、⑥及び⑦の国民年金保険料については、その妻の国民年金保険料と一緒に納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、その各申立期間について、その妻は国民年金保険料の納付事実がないことが確認できることから、申立人の主張には矛盾がある。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を集金により納付したと主張しているが、申立期間の合計は 153 月と長期にわたることから、不適正な事務処理が繰り返し行われ、申立期間のすべての納付記録が消滅したとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

ねんきん特別便が届いたが、国民年金の加入期間と納付期間の月数に違いがあったので、社会保険事務所に昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料納付状況を調べてもらったところ、昭和 37 年度の保険料のみが未納であるとの回答を受けた。

結婚するまでの 2 年分の保険料については、父がまとめて納めてくれたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録については、申立期間直前の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料が納付されていたとして、平成 21 年 3 月 12 日に納付記録が追加されていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

また、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の保険料をほぼすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

第 2 回特例納付実施時に、母に申立期間の保険料を納付したかを確認したところ、「市役所に納めたのだから間違いなく記録されているよ。」と言われ、母の言葉を信じて、申立期間の保険料については、特例納付しなかったと記憶しており、親は、子供に嘘を言わないと思っている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、A 市が管理する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和 38 年 7 月から同年 9 月までの保険料については、同年 10 月 31 日に納付済みの記録があるものの、申立人は、同年 6 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を有していることから、当該期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、納付済みとなった保険料については還付処理されることになり、仮に、申立期間の保険料が未納であった場合、その期間に充当する事務処理を行わなければならないことになるが、その処理事跡がないことから、申立期間の保険料については納付されていたものと推認できる。

さらに、申立人の年金記録については、昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの納付記録が、申立人が所持していた領収書により、平成 17 年 7 月 19 日に追加されていることが確認できることから、行政側の申立人に係る記録管理

が適正に行われていなかった事実が認められる。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成3年8月及び同年9月に係る標準報酬月額を53万円に、同年10月から4年7月までに係る標準報酬月額を41万円に、同年8月から5年1月までに係る標準報酬月額を53万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から5年2月28日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成3年8月1日から5年2月28日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この当時は月41万円ないし71万円程度の給与を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年8月から同年9月までは53万円、同年10月から4年7月までは41万円、同年8月から5年1月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年3月31日より後の同年7月26日付けで、3年8月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、それぞれ8万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A社の取締役であった者から、申立人は、申立期間当時、営業部門の役員であり、経営に関する事項や社会保険関係事務には全く関与していない旨、及び経営に関することは、自身や申立人を含む取締役には相談を全くせず、事業主が単独で決定し、社会保険関係についても全く相談を受けたこともないため、申立人も知らないと思う旨の証言が得られた。

また、A社において、申立期間当時、社会保険関係の事務を担当していた者に照会したところ、当該事務は事業主が行っていたとの証言が得られ、これらのことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年8月及び同年9月は53万円、同年10月から4年7月までは41万円、同年8月から5年1月までは53万円に、それぞれ訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場に係る被保険者記録は、資格取得日が平成12年4月1日、資格喪失日が13年3月31日とされ、同年3月1日から同年同月31日までの期間は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人のA社B工場における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から同年4月1日まで

私は平成13年4月1日にA社B工場から同社本社に転勤したが、同社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日が誤って同年3月31日と届出をされたため、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっている。

このため、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成13年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立期間当時の厚生年金保険料の控除方式は翌月控除であったとの回答が得られたほか、申立人から提出された平成13年4月の給与明細（写し）により、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、A社から提出された在籍証明書により、申立人は平成13年3月20日に同社B工場から同社本社に異動していることが確認できる。また、A社から、月途中の異動の場合、翌月の1日を厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日

として届出を行うこととしているところ、誤って同年3月31日として届出を行った旨の回答が得られた。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における平成13年4月の給与明細の写しから、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明であるとしているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って平成13年3月31日として届出を行ったとしていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年2月までの期間、同年3月から52年1月までの期間及び同年2月から54年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から51年2月まで
② 昭和51年3月から52年1月まで
③ 昭和52年2月から54年8月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和50年7月から51年2月までの期間、同年3月から52年1月までの期間及び同年2月から54年8月までの期間の国民年金保険料が未納となっているとの回答を受けた。

昭和50年6月に会社を退職後、A社会保険事務所において国民年金の任意加入手続を行った。各申立期間の保険料については、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者となるまで、それぞれの転居先の市役所等において、納付していたはずである。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年6月10日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A社会保険事務所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号については、「B」となるべきであるにもかかわらず、C社会保険事務所管内の区役所に払い出される「D」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人が国民年金に任意加入した時期は、昭和54年9月11日と考えられ、各申立期間については、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和47年10月）による合算対象期間（カラ期間）であるため、国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、各申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、各申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年12月までの期間、43年1月から45年9月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年12月まで
② 昭和43年1月から45年9月まで
③ 昭和45年10月から47年3月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和42年1月から同年12月までの期間、43年1月から45年9月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっているとの回答を受けた。

各申立期間の保険料については、私がA市に在住していたときに納付しており、申立期間①及び③については、自身の保険料のみを納付し、申立期間②については、夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間の保険料について、A市に在住していた際に納付したと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号については、「B」となるべきであるにもかかわらず、C社会保険事務所管内の市町村に払い出される「D」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人の夫については、社会保険庁のオンライン記録が無く、申立期間②について、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が保管する国民年金手帳により、昭和47年5月ころであると考えられ、それまでは、各申立期間について、国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が

払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人の保管する国民年金手帳により、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、昭和42年1月11日と記載されていることが確認できるが、同手帳の発行年月日は、47年5月30日であることから、この時点では、申立期間①のすべて及び申立期間②の大半については、時効により保険料を納付することはできず、事実、申立人は、各申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、各申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月から12年3月までの期間及び14年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年9月から12年3月まで
② 平成14年1月から同年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成11年9月から12年3月までの期間及び14年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が申請免除とされていた。

両申立期間については、申請免除をした後、平成14年から16年までの間に、当該申請免除期間の追納の申出を行い、現年度保険料と合わせて、毎月2月分ずつの保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間について、申請免除をした後、平成14年から16年までの間に、当該申請免除期間の追納の申出を行い、保険料を追納したと主張しているが、申立人が、両申立期間に係る保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申請免除期間の保険料を追納するためには、社会保険事務所において追納申出を行った上で、国庫金納付書の発行を受けなければならないが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が申立期間①及び②について、追納申出を行った記録はなく、納付書が発行された形跡も見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間②の前後である平成13年12月及び14年4月から同年7月までの保険料について、15年3月5日に一括納付していることが確認できることから、両申立期間につい

て、現年度保険料と合わせて2月分ずつの保険料を納付していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで
A市からB市に転居した昭和55年4月に、B市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、毎月、納付書によって納めてきた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月ころに国民年金に加入し、毎月1万円くらいの保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、57年6月4日から同年同月28日までの間と考えられ、申立期間の保険料については過年度保険料となることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、申立期間の保険料について、その夫の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で払い出されていることから、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと推認できるものの、その夫の申立期間に係る保険料についても未納となっていることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もどうかえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から30年4月20日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

私は、昭和30年4月に結婚のためA社を退職したが、脱退手当金の請求手続は行っておらず、脱退手当金を受給した記憶も無い。申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に脱退手当金を支給した記録があるとともに、申立人が所持している再交付された年金手帳には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示及び脱退手当金支給日の記載があることや、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いことなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時は「通算年金通則法」（昭和36年法律第181号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社における勤続年数が76月であり、同社を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはみられない。

なお、B社（A社は、昭和40年6月にC社と合併してB社となる。）の事業主に照会したものの、当時の脱退手当金の取扱いについては、記録が残存しておらず不明である旨の回答であった。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 1 日から 16 年 10 月 12 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 14 年 5 月 1 日から 16 年 10 月 12 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この期間は月 20 万円の給与を受けていたはずであり、手元の標準報酬決定通知書でも標準報酬月額が 20 万円になっていることが確認でき、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 14 年 5 月から 16 年 9 月までは 20 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 16 年 10 月 12 日付けで、14 年 5 月 1 日に遡及して訂正され、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社では社会保険料を滞納しており、その解消のため、社会保険事務所と相談の上、同社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届を提出し、同時に自身の標準報酬月額を引き下げる届出を行った旨を主張していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、

この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 499

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年11月4日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成7年11月1日から9年11月4日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この当時は100万円程度の月給を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年11月から9年10月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である9年11月4日付けで、7年11月1日に遡及して訂正され、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険事務を自ら担当していたと主張しているとともに、申立期間当時、A社においては社会保険料を滞納していたと主張している。

さらに、A社が社会保険の適用を受けなくなる直前まで同社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち二人から、申立期間当時の同社の経営は苦しく、申立人が社会保険事務所に相談していた旨の証言が得られ、そのうち一人からは具体的に「社会保険料の滞納分を手形で支払ったが、手形金の支払いができず、何とか待ってもらっている状況であり、申立人は、社会保険事務所から標準報酬月額引き下げによる対応を提

案されていた」旨の証言が得られたことから判断すると、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 5 日から 10 年 5 月 30 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 8 年 11 月 5 日から 10 年 5 月 30 日までの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。これは、標準報酬月額の改ざん行為と思われるので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主であるB社の代表取締役及び申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有する同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間当時、A社の所長として同事業所の経営に係る事項（社会保険事務を含む。）をすべて自ら一人で行っていたと認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

茨城厚生年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から34年11月17日まで

社会保険事務所で厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、A社B鉱業所に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から1か月後の昭和34年12月17日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、35年1月27日に申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間が無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時は「通算年金通則法」（昭和36年法律第181号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社B鉱業所における勤続月数が115か月であり、実際に同社を退職後、昭和45年まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはみられない。

さらに、申立期間当時にA社B鉱業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の把握できた2人は脱退手当金の受領を覚えていると証言しており、そのうち1人からは退職のころに友達から脱退手当金の請求は会社がしてくれたとの話を聞いたと証言している。

加えて、社会保険事務所が管理するA社B鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険整理番号の前後47人の女

性全員に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示は確認できないものの、そのうち24人については社会保険庁のオンライン記録上で脱退手当金の支給記録があることが確認でき、「脱」の表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと認めることはできない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。